

# 柏市水道部変動型最低制限価格制度試行要領

制定 平成31年 1月15日

施行 平成31年 2月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市水道部が発注する業務委託及び設計等コンサル業務委託について、実勢価格を入札制度に反映させることで自由な競争の促進を図るとともに、過度な低入札価格による品質の低下を防止するため、変動型最低制限価格を設定し試行することに関し、必要な事項を定める。

(対象案件)

第2条 変動型最低制限価格を設定する対象は、契約担当課が発注する予定価格が50万円以上の業務委託及び測量等コンサル業務委託（以下「測量等」という。）とする。ただし、管理者が必要と認める場合はこの限りではない。

(算定方式等)

第3条 変動型最低制限価格は、入札案件ごとに次の手順に従って算定するものとする。

- (1) 柏市水道部契約事務取扱要領第13条の2又は3に基づき、最低制限価格の基準となる価格（以下「基準価格」という。）を算出する。
- (2) 入札額が予定価格の65%（小数点以下切り捨て）以上かつ予定価格以下の範囲である入札参加者（以下、「有効参加者」という。）の数に、10分の6を乗じて得た数（小数点以下切り上げ）を求める。
- (3) 有効参加者のうち、入札額の低い方から序列にして前号により求めた数に当たる順位までの入札額の平均額（小数点以下切り捨て（以下、「変動価格」という。））を求める。
- (4) 基準価格と変動価格の平均額（小数点以下切り捨て）に10分の10を乗じて得た額を、その入札における最低制限価格とする。

2 前項の規定により決定した最低制限価格は、その決定後に無効があった場合についても変更しない。

3 第1項の規定にかかわらず、有効参加者数が6に満たないときは変動型最低制限価格は算定せず、業務委託は予定価格に100分の65を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）を、測量等は基準価格を当該入札案件における最低制限価格とする。

(落札者の決定)

第4条 管理者は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格入札者を落札者（事後審査型入札によるときの落札候補者を含む。）として決定する。

(最低制限価格決定書の作成)

第5条 変動型最低制限価格を適用する案件については、開札時に別表1の最低制限価格決定書を作成しなければならない。

(入札参加者への公表)

第6条 変動型最低制限価格を適用する案件については、その案件の入札公告においてその旨を公表しなければならない。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。